

「かまいしエール券」事業実施要項

取扱店等の皆様へ

- エール券の利用期限は、9月30日までです。
- エール券と現金の交換、売買はできません。
- お客様からエール券を受け取ったら、券右下に番号があることを確認して下さい。また、有効期限日の下に透かしが無い場合は偽造エール券です。
- 受け取ったエール券には、店名を押印するか記入し認め印とともに持参して下さい。既に店名が記されているエール券は、利用できません。
- 利用済みとなったエール券は、釜石観光総合案内所（ホテルフォルクローロ三陸釜石1階）で回収します。
- 回収したエール券はその場で枚数を確認し受領書を発行した上で、日曜日までの分を水曜日に登録した口座に振り込みます。
- 利用済みのエール券の回収期間は、5月29日から10月23日までです。期間を厳守して下さい。
- 利用済みエール券の代金の振込みは、6月1日から10月26日までの毎週水曜日です。
- 新型コロナウイルスに対しては、基本的な感染対策のさらなる徹底のほか、各業界におけるガイドラインを遵守するなど配慮して下さい。

《次ページ以降もよく読んで下さい》

1. 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大によって長期にわたり大きな影響を受けている飲食、宿泊、小売、交通等をはじめとする事業者における消費を喚起し地域経済の回復を図るため、これらの店舗等で利用可能なプレミアム付き飲食交通券と共通商品券を「かまいしエール券」(以下「エール券」という。)として発行します。

2. 事業概要

- (ア) 販売額 1億 500 万円
- (イ) 販売内容 額面 500 円×14 枚綴=7, 000 円の券(うち、飲食店やタクシー、運転代行において利用できる「飲食交通券」2, 000 円、飲食店等も含めたいずれの店舗等で利用可能な「共通商品券」5, 000 円)を 15,000 冊発行し、5, 000 円で販売(プレミアム率 40%)する。
- (ウ) 販売対象者 販売日現在において市内に居住する方、及び市内の事業所等に勤務又は市内の学校等に通学している方に対し、1 人2冊を上限に販売する。代理人の購入も可能とする。
- (エ) 販売方法 販売窓口において申請書を記入したうえで販売する。その際、身分証明書をもって当該申請本人であることを確認する。
- (オ) 販売場所 各地区生活応援センター(釜石地区生活応援センターを除く)、市商工観光課、イオンスーパーセンター釜石店、マイヤ(釜石店、野田店)、キクコースト釜石松倉店、ジョイス釜石店、みずかみ平田店、釜石観光総合案内所(ホテルフォルクローロ三陸釜石1階)
- (カ) 販売期間 令和4年5月 25 日(水)から売り切れるまで
- (キ) 利用店舗 4月 28 日までに釜石観光物産協会に取扱事業者として申請し、承認された店舗等(以下「取扱店等」という。)
- (ク) 利用期間 令和4年5月 25 日(水)から同9月 30 日(金)まで
- (ケ) 利用済みエール券の回収場所 釜石観光総合案内所
- (コ) 回収期間 令和4年5月 29 日(日)から令和4年 10 月 23 日(日)
- (サ) 利用金額の振込み 利用済みエール券を日曜日毎にとりまとめ、当該週の水曜日に取扱店等から予め指定された口座へ振込む。
- (シ) 振込み期間 令和4年6月1日(水)から令和 4 年 10 月 26 日(水)まで

3. 取扱店等の注意事項

- (ア) 別途、エール券事業実施要項とともにエール券に係る販促物(ステッカー、ポスター、チラシ、のぼり)を送付しますので掲出等利用して下さい。
- (イ) 送付されたエール券事業実施要項は、必ず読んで下さい。
- (ウ) 利用者から受け取ったエール券は適切に管理するとともに、枚数を確認し裏面に店名を

押印又は記入し、印鑑を持参のうえ観光総合案内所に提出して下さい。利用済みエール券を紛失した場合、釜石市及び釜石観光物産協会では一切の責任を負いません。

- (エ) エール券の取り扱いには細心の注意を払って下さい。偽造商品券に係る損害賠償等には、一切応じることができません。
- (オ) 利用済みエール券の換金は、原則として月曜日から日曜日までに受付けた分を水曜日に登録口座へ振込みます。
- (カ) 利用済みエール券は、釜石観光総合案内所で取扱店等の立会のもと枚数を確認したうえで受領書を交付します。受領書交付後の一切の異議申し立てはできません。

4. エール券の取り扱いに関する遵守事項

- (ア) エール券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (イ) エール券と現金の交換、売買はできません。
- (ウ) エール券を利用した際、釣り銭を出すことはできません。また、販売代金の不足があったときは、現金等で受け取って下さい。
- (エ) 商品を返品する際、エール券を用いての返金はできません。
- (オ) エール券を利用する際は、綴りから切り離して下さい。
- (カ) 他の割引企画との併用ができないことやポイントの加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようポップ、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- (キ) エール券の使用期限を過ぎた場合、商品券は受け取らないで下さい。
- (ク) エール券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に係る損害等に関し、釜石市と釜石観光物産協会は責任を負いません。

5. エール券の利用対象とならないもの

- (ア) 土地、家屋購入、家賃・地代駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- (イ) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (ウ) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第1号、第2号及び第3号を除く)に該当する営業に係る支払い
- (オ) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など。)
- (カ) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)
- (キ) その他市長が不相当と認めるもの

6. エール券を利用できる取扱店等

事業所の届出住所が釜石市内で市内に店舗等を有する者。但し、次の事業者を除きます。

- (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第1号、第2号及び第3号を除く)に規定する営業を行う者
- (イ) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している団体

7. 取扱店等の責務等

取扱店等は、次に掲げる事項について遵守して下さい。

- (ア) 利用するエール券について、送付したエール券の見本をもとに偽造などの確認をして下さい。確認の結果偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察と釜石市商工観光課(☎27-8421)、釜石観光物産協会(☎27-8172)へ連絡して下さい。
- (イ) 商品券を受け取った時は、再利用を防止するため商品券の裏面に取扱店名を押印するか若しくは記入して下さい。既に取扱店の店名が記されているエール券は、利用することができませんので受け取りを拒否して下さい。
- (ウ) 使用済みの商品券を回収した時にお渡しする受領書は、大切に保管して下さい。
- (エ) 商品券の第三者との交換及び売買等の不正は、絶対に行わないで下さい。

8. 誓約事項

取扱店等は、次に掲げる事項について誓約していただきます。

- (ア) 上記1及び2を理解し同意した上で、3から7の注意事項や遵守事項に従います。
- (イ) 取扱店舗として、利用期間中において辞退しません。
- (ウ) 商品券の利用に際して、利用者側からの苦情や紛争が生じ、自らの責に帰すると認められる場合には、その解決にあたります。
- (エ) 商品券の取扱に関して釜石市及び釜石観光物産協会から改善の要請等がなされた場合には、それに従います。
- (オ) 店舗名、住所、電話番号、FAX番号、業種、PRポイント等のホームページやチラシ等を通じた公表について同意します。
- (カ) 私及び私の事業所は、反社会的勢力ではなく将来にわたっても該当しません。

- ※ かまいしエール券を利用するときや家庭、職場を含めた全ての場では手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。密閉、密集、近距離での会話や大声の発生等を避ける。室内の換気、湿度の調整を心がけるなどの基本的な感染対策を実施してください。
- ※ 会食や会合の場合は、短時間で深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するようお願いいたします。
- ※ 購入者様及び取扱店双方においては、密閉、密集、密接の一つの要素もないようお願いいたします。
- ※ また、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出は自粛するようお願いいたします。